

アスベストの使用禁止に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編，高速船規則，フローティングドック規則，
海洋汚染防止のための構造及び設備規則，冷蔵設備規則，揚貨設備規則，
潜水装置規則
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

アスベストの使用禁止に関する事項

改正理由

アスベストを含む材料の使用禁止については，2006 年 8 月 31 日付け国土交通省令第 85 号において，SOLAS 条約に先行してアスベストの新規使用を全面的に禁止する改正が行われたため，本会規則においても既にアスベストの使用禁止に関する例外規定を削除している。

本規定は新造船及び就航船を対象としていることから，就航船に対する艀装品，機器，部品等の交換に関する要件の適用を明確にするとともに，アスベストを含む材料の新規搭載を禁止する旨を明記した。

改正内容

就航船に対する艀装品，機器，部品等の交換に関する要件の適用を明確にするとともに，アスベストを含む材料の新規搭載を禁止する旨を明記した。